

## 平成 28 年度 二国間クレジット制度を利用した REDD+プロジェクト 補助事業公募に関する質問に対する回答

### 【公募説明会での質問と回答（4月21日開催）】

- Q： 公募要領 P5（12）取得財産の管理等について、代表事業者が取得した財産をパートナー国の事業実施主体に譲渡し継続使用することを考えているが、そのような申請手続きは煩雑か。
- A： 財産譲渡に係る申請手続きは、国際コンソーシアム内の間においては不要であることから、パートナー国における財産の継続使用者を国際コンソーシアム内に含めることを推奨します。
- Q： 公募要領 P3（4）公募の対象となる事業の範囲 ④「事業の継続的な実施に係る事業実施国の関係事業者・団体・地方自治体及び周辺地域住民等（以下「現地関係者」という。）の普及啓発」について、中央政府は対象外か。また、国際コンソーシアムに中央政府を含めることは可能か。
- A： 中央政府関係者への普及啓発について、本補助事業の推進のために必要であると認められれば、補助対象経費となり得ます。なお、中央政府を国際コンソーシアムに含めることはできません。また、補助対象経費の外で実施いただくことは問題ありません。
- Q： 公募の概要資料 P12 に「B. 評価審査 ③REDD+プロジェクト補助事業の実施計画の妥当性（F）提案事業者の経験」とあるが、ここで言う提案事業者とは代表事業者だけでなく、国際コンソーシアム全体を指していると理解して良いか。またこの「経験」とは REDD+に関する経験であると推察するが、「森林保全」の経験も含まれると考えて良いか。
- A： 「提案事業者」は国際コンソーシアム含む提案団体全体と理解いただいて構いません。採択審査基準の審査項目にある「提案事業者の経験」に「森林保全」の経験を含むどうかは、経験の内容及び提案いただく事業の内容によります。当該審査項目は、その経験が提案いただく事業の実施計画策定に活かされているかどうかを評価するものです。
- Q： 昨年度の応募件数と採択件数を教えてほしい。
- A： 応募件数は非公表、採択件数は2件です。
- Q： JCM 加盟国が多数ある中で、昨年の採択実績が2件程度とのことだが、採択案件のない国に対して政府としてどのような方針を持っているか。
- A： JCM パートナー国では今回公募している REDD+プロジェクト補助事業だけでなく、環境省の設備補助事業及びアジア開発銀行（ADB）への拠出金事業、また経済産業省の NEDO 実証事業を実施しており、日本政府としてはこれらの各種支援事業等によって案件を形成していく方針です。
- Q： 委託費に関して、外注先との契約額に一般管理費・消費税を含めてよいか。
- A： 委託費に外注先の一般管理費を含めて頂いて問題ありません。消費税は補助対象経費とはなりません。

以上